

平 3 0 教 職 第 7 9 2 号

平成 3 1 年 (2019 年) 3 月 1 9 日

各 市 町 立 小 中 学 校 長  
下 関 商 業 高 等 学 校 長 様  
各 県 立 学 校 長

山口県教育庁教職員課長

引き続き同一校で任用される臨時的任用職員の諸手当認定の  
特例について (通知)

このことについて、平成 3 1 年 4 月に、引き続き同一校で任用される臨時的任用職員については、下記のとおり取扱うこととしますので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1 臨時的任用職員の諸手当認定の特例

臨時的任用職員に係る各手当の認定について、以下の要件を全て満たす場合は前年度から認定が引き続いたものとみなして取扱うことができます。

- (1) 年度当初の認定であること。
- (2) 前年度と同一校での任用であること。
- (3) 任用の空白期間が数日間程度であること。
- (4) 前年度の手当認定時から手当に係る状況に変化がないこと。

2 1 の特例に該当する場合の認定時の取扱い

前年度の認定簿へ「H 3 1 . 4 特例該当」と記載し、給与事務担当者印を押印してください。

3 注意事項

人事給与福利厚生システムへのデータ連携の関係上、システム上の処理については引き続き行う必要があります。

(1) 県立学校の場合

新年度における臨時的任用職員による総務事務システムでの諸手当の申請及び、給与事務担当者による認定簿への情報の入力は引き続き必要となります。

(2) 市町立学校の場合

新年度における給与事務担当者による小中学校事務ネットワークシステムへの届出情報の入力・登録、認定決裁情報入力は引き続き必要となります。

調整班学校給与 G  
TEL083 (933) 4545